平成２８年（フ）第７１９号
千葉県松戸市根本２番地の５　クリオ松戸伍番館301号
債務者　西廣　圭美（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５８号
千葉県野田市桜台109番地の１　ミルト202
債務者　サリノ　ローズマリーこと　マドゥメレ　ローズマリー　サリノ
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６４号
千葉県我孫子市新木2629番地の２
債務者　国本　友子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６６号
千葉県松戸市千駄堀1484番地の39　美輪コーポ202号
債務者　丸　　啓太
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５１号
山口県岩国市南岩国町２丁目78番16―301号
債務者　大津山智美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第７号
愛知県尾張旭市平子町西385番地　県営住宅８―303、従前の住所愛知県瀬戸市陶原町６丁目10番地の２　リバーサイドマンション408
債務者　佐々木　謙
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８号
愛知県尾張旭市平子町西385番地　県営住宅８―303、従前の住所愛知県瀬戸市陶原町６丁目10番地の２　リバーサイドマンション408
債務者　佐々木あき子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７号
名古屋市天白区菅田１丁目606番地　（アーバン菅田　405号）
債務者　峯　かおり
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０２号
愛知県小牧市大字久保一色1757番地　メゾンフリーダムＳＳ205号
債務者　富崎　和美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３号
神戸市中央区中山手通７丁目２番21号マンションクラウン303、従前の住所神戸市中央区加納町２丁目６番19―408号
債務者　菅　　育子（旧姓賀）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０号
神戸市北区北五葉７丁目１番10―105号
債務者　足立　　恒
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５９号
神戸市北区有馬町351番地　ミユキパレス203号
債務者　豊田　泰子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６１号
神奈川県秦野市菖蒲1412番地
債務者　秋山　　稔（旧姓浅見）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１３号
島根県雲南市木次町西日登696番地２
債務者　森山　譲二
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６号
神奈川県秦野市今泉1012番地の３　レフィナードＡ　101号、前住所神奈川県秦野市大秦町２番７号　Ｊ・ｃａｂｉｎ　102号
債務者　渡辺　佳織
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５５号
神奈川県平塚市大神2730番地の１
債務者　久峨　仁美（旧姓松橋）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部